

平成29年6月定例会会議録

平成29年豊郷町議会6月定例会は、平成29年6月15日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	中 島 政 幸
2 番	村 岸 善 一
3 番	高 橋 彰
4 番	前 田 広 幸
6 番	北 川 和 利
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	佐々木 康 雄
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	村 田 忠 彦
企 画 振 興 課 長	清 水 純一郎
税 務 課 長	西 山 逸 範
保 健 福 祉 課 長	神 辺 功
医 療 保 険 課 長	北 川 貢 次
住 民 生 活 課 長	長谷川 勝 就
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	小 川 光 治
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏

産業振興課長	山田篤史
教育次長	岩崎郁子
社会教育課長	秋尾一義

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議会事務局長	山口昌和
書記	寺田理恵

5、提案された議案は次のとおり

- 議第26号 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第27号 専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第31号 豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第32号 豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第33号 平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）
《予算決算常任委員会委員長報告》
- 議第34号 平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第35号 平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》
- 議第36号 平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第37号 平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
《文教民生常任委員会委員長報告》
- 議第38号 平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）
《総務産業建設常任委員会委員長報告》

議第 3 9 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 0 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 1 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 2 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 3 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 4 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 5 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 6 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 7 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 8 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 4 9 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 5 0 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 5 1 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議第 5 2 号	豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

委員会の閉会中の継続調査申し出について

(議会運営委員会) (総務産業建設常任委員会)

(文教民生常任委員会) (予算決算常任委員会)

(議会広報常任委員会) (改良住宅境界線工事等に関する特別委員会)

西澤清正議長

会議を始めます前に、皆さんにご報告申し上げます。

議会答弁の際、聞こえにくいという指摘がありましたので、今回の会議より答弁台において拡声マイクを設置いたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

定刻より少し早いですが、これより、6月定例会を再開いたします。

(午前8時58分)

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより、会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、佐々木康雄君、11番、河合勇君を指名いたします。

日程第2、議第26号専決処分につき承認を求めることについてから、日程第3、議第27号専決処分につき承認を求めることについてまでを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長

議長。

西澤清正議長

村岸君。

村岸総務産業

建設常任委員長

おはようございます。総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第26号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）、議第27号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を、去る6月8日に、委員5名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

まず、議第26号の審議では、改正箇所の概略説明と、町に関係する部分及び軽自動車税の軽減期間が延長となる対象件数について質疑がされました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で承認することと決しました。

次に、議第27号の審議では、国保の軽減世帯数の割合について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で承認することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会の報告といたします。

西澤清正議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。
質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第26号の討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

西澤清正議長 討論の申し出があり、これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村議員。

今村議員 議第26号専決処分につき承認を求めることについて、豊郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分について反対討論を行います。

先ほどの総務産業建設常任委員会での審査の中で、担当課の説明でエコカー軽減は2年間延長すると、その反面、13年経過した古い車は自動車税額が15%重課税されている。これについては何もさわらないという中で、町内ではエコカー減税車は88台、重課税車811台と、その差は圧倒的に重課税車が多いということが今の現状です。

本来、税金というのは、日本国憲法は応能負担原則というのがあり、能力に応じて税金を払うべきだと、そういった規定があるにもかかわらず、今、国の税制並びに町もそれに、地方税法に、国の改正に伴って同じことをしていますが、こういった観点からは、やはり公平な立場で税制をやっていくという観点からは、今回の地方税法の改正による専決処分には賛成することはできませんので、以上の理由で反対といたします。

西澤清正議長 ほかに討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより議第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第26号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第26号は承認することに決定いたしました。

議第27号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は承認であります。

議第27号専決処分につき承認を求めることについては、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議第27号は承認することに決定いたしました。

日程第4、議第31号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案から、日程第5、議第32号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業

建設常任委員長 議長。

西澤清正議長 村岸君。

村岸総務産業

建設常任委員長 それでは、総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第31号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、議第32号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案を、去る6月8日に、委員5名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第31号の審議では、質疑はなく、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することと決しました。

次に、議第32号の審議では、扶養手当の改正にかかる対象者の増減について質疑がされました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、全員賛成で可決することと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

西澤清正議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、総務産業建設常任委員会委員長の報告について質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第31号の討論に入ります。

討論はありませんか。

今村議員

議長、反対討論。

西澤清正議長

討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村君。

今村議員

議第31号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案に対して反対討論を行います。

これは、町担当者がマイナンバー情報を提供できる規定の制限等を一部改正するものでありますが、これをして、個人情報漏えいのリスクは、今大きく広がっています。ひとたびマイナンバーが外部に漏れ出せば、悪用され、個人のプライバシーが侵害される。既に日本年金機構からは125万件もの情報漏えい、流出が発覚したこともあります。国や地方自治体、民間企業などで個人情報を守る厳格な管理ができていない現状において、マイナンバー制度の導入には反対であり、その関係条例の改正である点で、この条例改正には反対といたします。

西澤清正議長

ほかに討論はありませんか。

議 員

なし。

西澤清正議長

ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第31号豊郷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員

(起立、多数)

西澤清正議長

起立多数であります。

よって、議第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議第32号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

次に、議第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第32号豊郷町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6、議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)から、日程第11、議第38号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。これについて、付託委員会委員長より報告を求めます。

西澤予算決算常任委員会委員長。

西澤博一予算決算

常任委員長 議長。

西澤清正議長 西澤君。

西澤博一予算決算

常任委員長 それでは、予算決算常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)について、去る6月7日に、委員11名出席のもと、町長、教育長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議では、総務課関係の質疑では、歳入において、一般寄附金の内容、豊栄のさと管理基金繰入金残額について。歳出において、一般管理費の報償費で勤務活動費の内訳と必要性、前年度までの運転手の時間外の対応について。企画振興課関係の質疑では、歳入において、雑入の一般コミュニティ助成事業の申請の流れについて、歳出では、地域づくり推進事業費の字からの申請内容について、産業振興課関係の質疑では、歳入において、農林水産業費県補助金の経営体育成支援事業費補助金の助成内容について。歳出では農業総務費のとよさと特産物振興協議会補助金の内容と費用対効果について、いきがい協働センター施設費の消防設備保守点検委託料の内容。観光費のシステム保守委託料の内

容について。人権政策課関係の質疑では、歳出において公営住宅管理費の施設整備費で、電気代のほかの住宅との比較と増額の経緯について、改良住宅管理費の登記委託料の内容について、教育委員会総務課・学校教育課関係の質疑では、歳出において豊郷小学校管理費、日栄小学校管理費の修繕料の内容について、社会教育課関係の質疑では、歳出において、豊栄のさと施設費の駐車場拡張工事の工事内容、雨水対策について、敷地内の安全管理について、隣地の所有者と協議はできているのか、隣地との境界の雑草管理について質疑されました。

質疑終了後、反対討論の申し出があり、採決の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上、予算決算常任委員会報告といたします。

西澤清正議長

慎重審議、ご苦労さまでした。

次に、中島文教民生常任委員会委員長。

中島文教民生

常任委員長

議長。

西澤清正議長

中島君。

中島文教民生

常任委員長

それでは、文教民生常任委員会報告をいたします。

去る6月5日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議第34号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第36号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第37号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、去る6月9日に、委員6名出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

まず、議第34号の審議では、国保の広域化の今年度のスケジュールについて質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第36号の審議では、歳出において総合相談支援事業・権利擁護事業費の内訳、来年度の介護保険料の改定に向けての計画について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決しました。

次に、議第37号の審議では、歳出において一般管理費の減額理由と、県下で医療費が高い理由について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、賛成多数で可決しました。
以上、文教民生常任委員会の報告といたします。

西澤清正議長 慎重審議、ご苦労さまでした。
次に、村岸総務産業建設常任委員会委員長。

村岸総務産業
建設常任委員長 議長。

西澤清正議長 村岸君。

村岸総務産業
建設常任委員長 総務産業建設常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議第35号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第38号平成29年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）を、去る6月8日に、委員5名の出席のもと、町長、担当課長、課長補佐の出席を求め、慎重に審議を行いました。

議第35号の審議では、歳入において一般会計繰入金のその他の経費分の内容について、歳出において、一般管理費の臨時職員賃金の内容について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、採決の結果、全員賛成で可決することと決しました。

次に、議第38号の審議では、歳入において営業外収益の補助金の内容について、歳出において、総係費で人件費を一般会計から補填する根拠について質疑されました。

質疑終了後、討論の申し出はなく、全員賛成で可決することと決しました。
以上、総務産業建設常任委員会報告といたします。

西澤清正議長 慎重審議、ご苦労さまでした。

これより、各常任委員会委員長の報告について質疑を行います。質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第33号の討論を行います。討論はありませんか。

今村議員 議長、反対討論。

西澤清正議長 討論の申し出があります。これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。今村君。

今村議員 議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）につきまして反対討論を行います。

今回の補正では、豊栄のさと施設費ということで、町が買収した用地を駐車場にするための第1段階として、埋め立てのみのかさ上げ工事予算5,934万7,000円が提案されていますが、この用地は既に、町は4,505平米の田を一反450万円で、2,027万2,500円で買収しています。この田の買収価格に対しては、町内の町民の皆さんから高過ぎると、こういった懸念の声も出ています。そういったことを含め、地方財政法第4条の予算の執行に、その予算の執行では、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないと明記されています。その点から鑑み、公金の無駄遣いの疑念は払拭されません。

また、町が提案したこの5,934万7,000円、この工事予算は、町の基金の中で豊栄のさと管理基金から拠出する、支出するという予算の説明です。その支出をして、残る豊栄のさとの管理基金の残額は約1,330万円と、町の説明がありました。

この問題でも、今後さらに舗装工事等に充当される可能性もありますが、費用対効果の面で非常に疑問が出てまいります。こういった問題を指摘し、公金の適正な支出、こういったことを町にも厳しく戒めていくべきじゃないかという観点で、今回は反対といたします。

西澤清正議長 ほかに討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第33号平成29年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、多数）

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第34号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第34号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第34号平成29年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第35号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第35号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第35号平成29年度豊郷町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第36号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第36号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第36号平成29年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、全員)

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第37号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第37号平成29年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 37 号平成 29 年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、多数）

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第 37 号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議第 38 号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議第 38 号平成 29 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

議第 38 号平成 29 年度豊郷町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

議 員 （起立、全員）

西澤清正議長 全員起立であります。

よって、議第 38 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 12、議第 39 号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから、日程第 25、議第 52 号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 議長。

西澤清正議長 伊藤町長。

伊藤町長 皆さん、改めましておはようございます。

ただいまは、全議案ともご承認いただきまして、心から感謝申し上げます。

それでは、議第 39 号から議第 52 号の、豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

豊郷町農業委員会委員が、平成 29 年 7 月 19 日をもって任期満了となりますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に移行されました。本件は、昨年 12 月議会定例会において豊郷町農業委員会委員の定数に関する条例を議決いただき、定数に当たる 14 名を選定しましたので、豊郷町農業委員会委員として任命するに当たり、同法第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議第 39 号、西山武氏、議第 40 号、北村繁太郎氏、議第 41 号、上田辰夫

氏、議第42号、藤野総五郎氏、議第43号、森久仁彦氏、議第44号、大橋健治氏、議第45号、田中正剛氏、議第46号、古川傳次郎氏、議第47号、西山肇氏、議第48号、田中良典氏、議第49号、田中弘次氏、議第50号、長谷川光政氏、議第51号、大村利秋氏、議第52号、北田一也氏。

以上、14件でございます。

なお、経歴につきましては別紙のとおりでございます。なお、任期につきましては平成29年7月20日からの3年間でございます。

ご同意賜われますようよろしくお願い申し上げます。

西澤清正議長

これより、質疑を行います。

質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

鈴木議員

議長。

西澤清正議長

鈴木議員。

鈴木議員

議第39号から52号までの、豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて質疑をいたします。

6月5日に提案、同意されました第30号でも質疑をさせていただきましたが、少し立ち入ってお聞きをしたいと思います。

1つは、今説明がありましたが、農業委員が公選制から任命制に制度が改悪をされて、今回が初めての取り扱いになるわけですが、今回の任命制による選出方法について、国からどのような指導があったのか、まず、具体的に説明をお願いしたいと思います。

2つ目は、6月5日の本会議では、今回同意を求められている14名全員が、公募によるものだとの説明でありましたが、公募の定義と申しますか、公募の意義についてどのように把握をされているのか、説明をお願いしたいと思います。

3点目は、公募をされた際の、その際の応募資格や定員がどのようなものであったのか説明を求めます。

産業振興課長

議長。

西澤清正議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

おはようございます。ただいまの鈴木議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、選出方法についてですが、こちら、国の方から今回の法改正によりまして、公募で行うということで、この公募方法につきましては推薦及び自分からの応募ということで、自薦による方法によることと示されております。

また、推薦につきましては農業団体からの推薦と個人からの推薦、また、今

申しました自分からの推薦の3方法による方法で公募を行うということでございます。

公募の意義についてですけれども、今回によりましては、広く公平性を持って公募を行うということが、意義といたしますか、公募の意味やと思っております。

あと、応募資格についてですけれども、農業委員さんになることができないという要件がありまして、そちらの方が破産手続等の開始の決定を受けて復権を得ない者。また、禁固以上の刑に処せられて、その執行を終わるまでの方は、農業委員の要件として、失格要件といたしますか、要件に含まれておりますので、応募資格といっても、今言った、まず、農業委員さんにつきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の、農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者から任命することとされておりますので、応募資格といたしますか、農業委員さんに任命される方というのは、そのような方かと理解しております。

以上です。

鈴木議員 定員。応募された定員は何名かと聞きましたよ。

産業振興課長 すいません、定員につきましては14名の方でございます。

以上です。

西澤清正議長 再質疑はありますか。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 鈴木議員。

鈴木議員 国からの指導が公募でやりなさいということだったと。その中で団体推薦とか、それは、自薦、推薦も公募でやると、そのことは非常に矛盾をお感じになりませんか。公募というのは、今、課長の説明があったように、広く公平性にする。ところが、自分で自分を推薦して、それが公募だという、私はそういう制度に少し矛盾を感じるんです。

例えば、ほかの方が推薦するというなら、それは理解しますが、自薦が公募の推薦にほんとうになるのかどうかというのは私自身は疑問を感じるんですが、もし、課長のお考えがあればお聞きをしておきたい。

その次に、定員が14名で募集されたと。応募が14名だったというのはお聞きをしました。これは仮定の話ですが、仮に、応募者が定員を超えた場合、どうなるのか。今回は14で14だったんですが、例えば14で、これは公募ですから、14名で公募されて、15名応募があったという場合には、どういう措置、対応をするのか。それも含めて国からの指導があったのかどうか、説

明をお願いしたいと。

それから、先ほどの応募資格でいくと、農業委員になることができないというのは、ほとんど幅の狭いものですから、これはこの14名の方、皆さんが応募資格を満たしていると判断をしていいのかどうかお伺いをしたいと思います。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 鈴木議員の質疑にお答えいたします。先ほど申し上げました自薦という捉え方なんですけども、自分で推薦するというのではなくて、自分が農業委員さんになる意欲のある方が、自分から農業委員になるために応募をされた方ということでございます。

あと、応募者が定員を超えた場合につきましては、本町の場合、今回14名ぴったりやったんですけども、超えた場合は、今回、評価委員会というものを設置しているんですけども、その中で評価委員さんが評価をされて、14名を選定するというふうになっております。

あと、応募資格についてですけども、先ほど申し上げました失格要件等につきまして、犯歴等がないということを確認して、評価委員会の中で報告させていただいて、今回、14名の方は選定させていただきました。

以上です。

鈴木議員 議長。

西澤清正議長 再々質疑。鈴木議員。

鈴木議員 そういうことであれば、まず、今回も評価委員会が設置されていたのかどうか、それから、設置されていたのであれば、その評価委員の方々の氏名を明らかにしてください。

3つ目は、今回提案されているこの14名の方についても評価委員会を開き、審議されたのかどうか。この3点の説明をお願いしたいと思います。

最後に、基本的な問題なんですけど、私が思いますのに、今回の同意案件は、従来議会に提案されてきた同意案件とは性質の若干違うものではないかと考える次第です。従来同意案件は、町長がみずからの意思で主体的に人選をした方について、町村の二元性の立場から議会に同意を求めると、こういう性格であったと思います。ところが今回は公募、先ほど説明がありましたが、公に募集が行われて、その応募資格がある人が選出をされていると。あと、法上、手続上、町長の名前で議会に同意を求めると、こういうことです。これは、公募で選出され、応募資格を満たされている方々に、議会がその賛否を明らかにするというのは、私自身は大きな疑念を抱かざるを得ない。私は、もともと公選

制から任命制に変わるときに反対をいたしました。これは、この制度を形骸化するものであり、制度が持っている制度上の矛盾ではないかと考えるところですが、お考えがあればお聞きをしたいと思えます。

以上です。

産業振興課長

議長。

西澤清正議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

鈴木議員の質疑にお答えさせていただきます。

初めに、評価委員会の設置についてですけれども、先月の5月10日に評価委員会を開催させていただいております。評価委員会のメンバーにつきましては、豊郷町の農業組合長会の会長の、お1人は北川友己さん、そして、豊郷町農業組合長会の副会長の大村実さん、そしてもう1人が、JA東びわこの、東部営農センターのセンター長の井上さん、そして農業委員会事務局長の私、山田の4人でございます。

あと、審議という点につきましては、募集の受付をさせていただきました候補者の一覧によりまして評価をされて、14名を選出されたということでございます。

あと、最後の農業委員さんの今回の法改正に基づく選出方法についてですけれども、国の、今回の改革の考え方というところで、農業委員会は、その主たる任務である担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが何よりも重要であるという考えのもと、今回、法改正がされたということでございます。

以上です。

鈴木議員

いや、課長、私が聞いたのは制度上の矛盾。それから、それが要は何かという、それについての、形骸化するものではないかと、同意案件について。それは、いや、私がお聞きしたのはそういうこと。

産業振興課長

今回の、この方法につきましては、国の、農水省から示されている解説とい

いますか、パンフレットというか、冊子を参考に実施させていただきました。

以上です。

西澤清正議長

ほかに質疑はありませんか。

今村議員

議長。

西澤清正議長

今村議員。

今村議員

それでは質疑を行います。

この農業委員の候補者の名前を字別にずっと見ていたんですけれども、本来、

農地の番人として農地の保全や町内の農業振興を図るべき農業委員会。農業委員会は、農地法に基づく売買、そして貸借の許可、農地転用案件などの事務を行っています。そういう行政委員会です。

この農業委員会の構成としては、現在、豊郷は16字ありますが、やはり、この候補者の名簿を見ていると、私は三ツ池区の農業委員の候補者がいないというのが大変問題があると考えます。なぜならば、三ツ池区は町内人口の約7分の1を抱える大きな区です。また、実行組合もありまして、耕作をされる、こういった区民が日々農地を保全し、また、水利組合等で水路の補修もして、そういったことを行っている。ところが、この大字である三ツ池区の委員の、こういった推薦がない、この前の説明では、この一番最後の委員の北田氏を農業委員会に推薦したのが、個人推薦で、現の農業委員、豊郷の会長の大村氏が推薦されたという、中立委員として推薦されたという話を担当者の方からお聞きしましたが、この名簿を見ると、字から出ていないのは日栄学区では杉、豊郷学区では八目と三ツ池なんですよ。八目は初めから農業者がいないのでわかります。でも、日栄学区では小規模字の上枝、下枝、また日栄、農業従事者が比較的少ない字でも推薦と個人推薦で出ています。行政区として大町区の中からは、今回、個人推薦で1人挙がっていますが、なぜ、三ツ池区の農業委員、やはりこれは、非常に、もし、農地の売買、転用などに対して地元の農業委員がいなかったら、その情報もわからなければ地元の声も反映できません。そういった中で、日々、農地を耕作されて、いろいろ隣地でやっている人たちにとってみれば大変な問題になっていきます。そのことを、農業委員会で、地元の農業委員という人は、自分の周りをいつも調査し、不法転用がないとか、いろいろなことを調査しますよね。だから、そういった役割を担っていただいているのに、なぜ三ツ池区からの農業委員が、この名簿に入っていないのか。これは評価委員会、先ほど課長が4名の評価委員で決めましたといいますが、これ、非常に公平な、やはり全町を見た面での農業委員会の任命になっていないんじゃないかという、私、非常に疑問を感じるんですが、その点はどういうふうに判断されたのか、まず伺います。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えさせていただきます。

今、質問のありました三ツ池区の委員さんがいないと行政区の見回りができないのではないかとということですが、あくまで、広く募集を行った結果、この14名の方が選ばれましたので、この中で評価の方も、この方たちにつき

ましての評価をさせていただきましたので、あくまでもこの募集の結果で、評価の方をさせていただいたということでございます。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再質疑。今村さん。

今村議員 課長は、この出てきた名簿でこの評価委員会で審査をしたという、そういう、今の答弁だったんですけれども、私が聞きたいのは、歴代、ずっと農業委員会の会長を務めておられる大村氏が、この個人の立場で推薦するという形で、日栄区の農業に携わっていない、中立委員だといって日栄区の方を推薦することをされたわけですね、今回。女性とかいろいろな人も、青年もいいんですけど、そういう人を対象にしたわけなんですけれども、しかし、その前に、この農業委員会の、やっぱり、今、国は集積化、そういうことをすごく、今度は推進委員をつくると言っていますが、今の豊郷の農地・農業を守って、それを振興させていくという立場であれば、全町を網羅した中で、農業委員会も、これだけ小字の人でも推薦するぐらいでしたら、まず大字から推薦するのが当たり前じゃないですか。それを、担当課は農業委員会の担当者がいますから、農業委員会、随時、委員会が開かれたら、その中でそういった議論はされているわけです。そういうときに、なぜこの農業委員会構成に関しては、農業従事者の多いところ、耕作面積の多いところは特に必要な候補を、やはりいろいろな形を出していただきたいと。法人化しているところは団体推薦簡単ですよ。そういう形を、普通は配慮して考えていくのが当たり前じゃないですか。その辺は、会長がこの人を推薦したからそれでよろしいでしょうという形で、そういう発言も意見も出てこない農業委員会をやっておられるわけですか。その辺ちょっと、担当している点でお聞きしたいと思います。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

推薦につきましては、あくまで私どもが関与するところではないかと思っております。あくまで、応募をした結果、この方たちが推薦と、自薦といえますか、応募によりまして、こちらの農業委員さんの候補者として応募をされた中で評価させていただいた次第です。また、農業委員会の事務局として、町全体の農業委員さん、各字に必要ではないかということですが、農業委員さんにつきましては、各字の農業委員さんではなくて、豊郷町全体の農業委員さんが14名ということですので、各字に置いているわけではありませんので、ご

理解いただきたいと思います。

以上です。

今村議員 議長。

西澤清正議長 再々質疑。今村議員。

今村議員 納得いきません。各字に置いているという問題を私は指摘したんじゃないんです。三ツ池区は16字の中でも大きな集落で、やはり農業耕作面積もあります。農業をしている方もいらっしゃいます。そういった中で、そういう非農家の人たちと農業者との利害関係も出てきます。そういったことは、やはりその字に農業委員さんがいればこそ、そういう調整も効いていくわけです。転用なんかは農業委員の承認も要るし、水利組合や字の承認も要るし、区の承認、そういうことを事務的に経ていかななくては、そういう農地の転用や売買、いろいろなことはできないわけじゃないですか。それが、農業委員会が全体でやればいいんだという形になれば、農地の保全って大変難しくなりますよね、そうなる。知らないんですもの、三ツ池地区の農業者は。あの土地がいつ、どこに売られた、ああ、いつの間にかどうかなってるとかいうのは全然知らないわけじゃないですか。そんなことで、どうして農地が守っていけて、日本の農業を守り、発展させることができるんですか。食は大切な問題ですよ、そのことを踏まえてやっていかなきゃいけないんじゃないですか。私、とても、今回の選考の仕方、全般的に私は納得いきませんが、その点についてどう思っておられるか、最後にお聞きいたします。

産業振興課長 議長。

西澤清正議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、募集に応じられなかったと申しますか、三ツ池区の方が応募されなかったということで、今回、この農業委員さんの候補の中には入っておりません。あと、考え方といたしましては、これは私もバランスよく、農業委員さんがいてもらえたらいいかとは思いますが、あくまで今回、この募集をした結果で選考をさせていただいたということでございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

西澤清正議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議第39号の討論に入ります。

討論はありませんか。

鈴木議員 議長、退席いたします。

西澤清正議長 はい。

今村議員 納得いきませんので棄権いたします。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第39号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第39号は同意することに決定いたしました。

これより、議第40号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第40号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第40号は同意することに決定いたしました。

これより、議第41号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第41号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第41号は同意することに決定いたしました。

これより、議第42号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第４２号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。
よって、議第４２号は同意することに決定いたしました。
これより、議第４３号の討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第４３号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。
よって、議第４３号は同意することに決定いたしました。
これより、議第４４号の討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第４４号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。
よって、議第４４号は同意することに決定いたしました。
これより、議第４５号の討論に入ります。
討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第４５号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること
についてを採決いたします。
賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第45号は同意することに決定いたしました。

これより、議第46号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第46号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第46号は同意することに決定いたしました。

これより、議第47号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第47号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第47号は同意することに決定いたしました。

これより、議第48号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第48号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第48号は同意することに決定いたしました。

これより、議第49号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第49号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第49号は同意することに決定いたしました。

これより、議第50号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第50号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第50号は同意することに決定いたしました。

これより、議第51号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第51号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議 員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第51号は同意することに決定いたしました。

これより、議第52号の討論に入ります。

討論はありませんか。

議 員 なし。

西澤清正議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第52号豊郷町農業委員会委員の任命につき同意を求めること

についてを採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 (起立、多数)

西澤清正議長 起立多数であります。

よって、議第52号は同意することに決定いたしました。

日程第26、委員会の閉会中の継続調査申し出について、議会運営委員会委員長、総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長、改良住宅境界線工事等に関する特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会は議会運営に関する事項について、総務産業建設常任委員会は、行財政問題、農業、商工業、土木ならびに上下水道の整備、委員会研修について、文教民生常任委員会は、学校教育及び社会教育、福祉保健対策、委員会研修について、予算決算常任委員会は、予算決算、委員会研修について、議会広報常任委員会は、広報編集、委員会研修について、改良住宅境界線工事等に関する特別委員会は、改良住宅境界線工事等、委員会研修について、それぞれ閉会中の継続調査の申し出があります。

議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長、改良住宅境界線工事等に関する特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にご異議ございませんか。

議員 異議なし。

西澤清正議長 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長ならびに総務産業建設、文教民生、予算決算、議会広報の各常任委員会委員長、改良住宅境界線工事等に関する特別委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に提出されました全議案を議了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これにて、平成29年6月第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時06分 閉会)